

**議事日程（一般質問日） 令和2年9月15日 午前9時開議**

日程第1 一般質問について

日程第2 議案第57号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第4号)について

日程第3 報告第4号 令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（6名）**

1番	鎌田 鷹介 君	3番	加藤 真人 君
5番	服部 英二夫 君	6番	三輪 一雅 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

**欠席議員（0名）**

**議場出席説明者**

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清秀 君
教育長	山北 哲 君	総務政策課長	小島 裕紹 君
総務政策課副参事	中山 重徳 君	危機管理課長	伊藤 雅人 君
会計管理者	山田 克己 君	産業課長	多賀 達人 君
建設課長	内山 幸治 君	住民課長	伊藤 正典 君
福祉健康課長	松本 大 君	税務課長	藤井 光利 君
教育課長	黒田 和弘 君		

**事務局出席職員**

事務局長	平松 孝浩	議会事務局	渡辺 千智
------	-------	-------	-------

=====

**午前 9時 0分開議**

**○議長（服部英二夫君）** 皆様、改めまして、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用のところ、御出席賜り厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方にも御出席いただきありがとうございます。

さて、令和2年第3回定例会は9月2日に開会されまして、本日は一般質問日でございます。この後に行われます一般質問並びに議案審議に際しましては、慎重な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は6名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

**日程第1 一般質問について**

○議長（服部英二夫君） 日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問の通告を受けておりますのは、

- ① 8番議席 中川 和子 君
- ② 1番議席 鎌田 鷹介 君
- ③ 3番議席 加藤 眞人 君、以上3名の方々でございます。

一般質問の発言の順番は、定例会初日の議会運営委員長報告のとおり、受付順に発言していただきます。なお、質問内容は、簡潔明瞭にお願いします。

それでは、初めに、8番議席、中川和子君の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 皆様、改めまして、おはようございます。

議長の表彰式の後に、身の引き締まる思いで一般質問をさせていただきたいと思っております。

9か月ぶりの一般質問、しかも1番手ということで少々緊張しております。3月と6月、2回できなかつた分、質問したいことは大変たまっておりますが、今回は、子ども関係、特に学校関係に絞って質問をさせていただきます。

大きな題目は、3月の一斉休校から今日までの経過の検証と今後についてです。

1番が2月末に突如なされた法的根拠のない首相の休校要請と、その後、2か月半にも及ぶ休校措置についての検証、2番目としまして、2度目の学校再開から短縮された夏休み期間までの検証、3番目としまして、感染症第2波が到来かと思われる中での2学期以降の対策について、この3点についてを質問させていただきます。

COVID-19の影響で2月末に突如なされた、これは一般的に言われていることですけれども、法的根拠のない、また、科学的根拠に基づかない、また、場当たりのなともやゆされている首相の休校要請と、それを受け、約2か月半にも及ぶ当町の休校措置について、振り返りをしたいと思います。

首相の休校要請に比べて、全国約9割超えの地域で一斉にこの要請に応えられたのには驚きと同時に、怖さを感じました。本来、休校措置は各学校・教育委員会の判断に委ねられると法律にも規定されているにもかかわらずです。当町でも、要請後、間髪を入れずにとはこういうことなのだ実感するほど、素早く対応をされました。週明けの3月2日、休みになって行くところがなくなった子どもが校庭に来て叱られる。その後、校庭は開放はされるのですが、今度、子どもにとっては、えっ、どういうことと、大人の決めたこと、決めないことに訳が分からなかったのではないのでしょうか。

準備期間もなく突然始まった休校、登園・登校当初も自粛が要請され、この間ほとんどの子どもが家庭で過ごしていたようですが、子どもたちの生活をこの間どのように把握されてきましたか。

当初は春休みまでのはずだった休校措置が、新年度が始まって1週間で再休校となりました。子どもたちにとっては、春の陽光の輝きとは裏腹に、先の見えないトンネル期間に突入させられたようなものでした。この間、幸いなことと申しますか、全国学力テストは延期をされました……。

〔「一般質問ですか」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 一般質問です。

後に中止が決定されました。

全国学力テストは安倍政権になって復活したもので、過去の問題集の反復練習で、全国小学校6年生、中学3年生を競わせ……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） その採点は、小学校はベネッセ、中学校はN T Tに約60億の予算をつけ、委託をされます。結果が分かるのは数か月先……。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 9番、伊藤好博君。

○8番（中川和子君） 学習効果と過去の情報が教育産業に流れることに危惧するものです。

○9番（伊藤好博君） 一時休んでくださいよ、中川議員。私が発言します。

○8番（中川和子君） じゃ、16分で止めてくださいね。通告内容から外れていませんよ。

○9番（伊藤好博君） 一般通告ですので、事前通告制になっておりますので、事前通告を済んだ後、答弁の後にそれに対する質疑等は結構ですが、事前通告の一般質問のみを先に聞いていただいて、答弁を聞いて、それからにしていきたいと思います。そうでなければ、それだけのことを事前通告してください。それが木曾岬町の議会の一般質問の規定だと思います。規則だと思います。判断をお願いします。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君に申します。

今のあれは国の施策であって……。

〔「動議ですから成立をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） じゃ、私、席に戻るんですか。

〔「通告に沿った」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 通告に沿っていますよ。ただ、項目で挙げているだけで、あとは細かい説明は、今、内容はしています。

〔「今細かく説明されたことに対して誰も説明できないです」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） そんなことないですよ。今までやってきたことの……。

〔「事前通告なんだから」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 今までやってきたこのことの検証だから、教育委員会はしっかり分かっていらっしゃいますよ。

〔「通告にない」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 中川和子君に申し上げます。

○8番（中川和子君） だから、通告していますって。

〔「私の動議に対して、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） はい。

○9番（伊藤好博君） 私の動議に対して賛成者を採ってください。そして、止めてください。そういう賛成者があれば止まります。動議の成立を。

○議長（服部英二夫君） ただいまの……。

○8番（中川和子君） じゃ、私、席に戻るんですか。

○議長（服部英二夫君） ただいまの動議に対して……。

○8番（中川和子君） 議長、動議を採るのに、私、ここにいていいんですかということ。

○議長（服部英二夫君） そこにおってください。

動議に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（服部英二夫君） 動議は可決されましたので、中川議員に申し上げます。

質問内容のあれを変えていただきたいと思いますので、どうぞ御注意の上、質問をお願いします。

〔「通告のみにしてください」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） じゃ、通告どおりの文面はもう読み上げましたので、回答をお願いします。

○議長（服部英二夫君） 8番議席の中川和子君の質問に対して、教育長、御答弁を願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 教育長の前に私のほうから答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、ただいまの8番議席、中川和子議員の質問に対し、御答弁を申し上げますが、冒頭に、令和2年の第3回町議会定例会、本日は一般質問日でございますが、一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、行政側に議会の皆さん方から御配慮をいただいて、3月定例会並びに6月定例会に一般質問を中止いただくなど、議会としてコロナ対策や執行部に御配慮いただいたことに、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今期定例会には、3名の議員さんから一般質問の通告をいただいておりますので、それ

ぞれ誠心誠意答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、ただいまの8番議席、中川和子議員の質問に対して、お答えをさせていただきたいと思っておりますが、先ほどもございました。私どももいただいた通告内容のうち、①については休校措置、②については夏休み期間とだけなっております、質問の趣旨について、議会運営委員会でも私のほうから中川議員にお尋ねをさせていただいたところでもございましたけれども、質問の趣旨について具体的な説明をいただけませんでした。

一般質問というのは、町民の皆さん方にとっても一番関心が高いところであり、議員の皆さん方の一般質問に大きな期待をされていると思うところがございます。質問の趣旨が町民の皆さんにも分かりやすい一般質問となり、的確な答弁を私ども執行部としても誠心誠意ぜひ答弁させていただけるような通告にさせていただけると、町民の皆さんの期待に応えることができるのではないかと考えるところでございます。

そのためのせつかくの通告制による一般質問でございますので、ただいまもございましたけれども、もう少し質問の趣旨が読み取れる通告にさせていただけると、的確で、また、かみ合った答弁がさせていただける、そして、町民の皆さんにも分かりやすい一般質問になるのではないかと考えるところでございます。

③につきましては、質問の趣旨が読み取ることができそうですが、①と②につきましては、いま一度具体的な質問をいただければ、私ども、誠心誠意、答弁をさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

なお、これは所管が教育委員会でございますので、この後、山北教育長のほうから誠心誠意お答えをさせていただけると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長（山北 哲君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 山北教育長。

○教育長（山北 哲君） おはようございます。

それでは、8番議席、中川和子議員の3月一斉休校から今日までの経緯の検証と今後についての御質問に対して、御答弁を申し上げます。

①と②の御質問につきましては、これまでに議員懇談会や全員協議会におきまして御説明をさせていただいております。また、その後の小中学校への新たな指示につきましても、その都度、ファクス等にて御報告をさせていただいてきましたので、経緯につきましては御理解いただいていることと存じますが、これまでの対応の中で、不明な点や気になるようなことがございましたら、再質問をいただければ御答弁させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

3つ目の2学期以降の対応についてでございますが、2学期の開始に合わせて、木曾岬小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを小中学校に示し、このガイドラインに沿って学校運営に努めるよう指示してまいりました。また、児童生徒や教職員が感染したり、あるいは濃厚接触者等の疑いが出た場合の具体的な対応についても、

図式化したマニュアルを小中学校に配付し共有を図ることで、適切に対応できるよう備えているところでございます。

小学校、中学校では、2学期以降の行事につきましては児童生徒の健康と安全を最優先に考え、内容の精選とスリム化を図っているところでございまして、実施の可否を慎重に検討しながら、可能な限り児童生徒の学習活動や体験活動の機会の確保に努めているところです。

学校施設内の消毒につきましては、児童生徒が学校での生活を安全に送ることができるよう、毎日、教職員により放課後を中心に、児童生徒がよく手を触れる場所の消毒を実施しております。

以上申し上げましたとおり、木曾岬小・中学校における新型コロナウイルス感染症ガイドラインに沿って、今後も児童生徒の健康と安全を最優先に考え、手洗いやせきエチケット、3つの密を避けるといった新しい生活様式を引き続き実践しながら、学校の教育目標が達成できるよう小中学校に対して指導、支援してまいります。

以上のことを申し上げ、3月一斉休校から今日までの経緯の検証と今後についての御質問に対する答弁といたします。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 一般質問の通告の仕方ですが、今回大きな段落で検証と掲げてありますので、1、2に対しても、この間どういう検証というか、総括を教育委員会でされたのか、そこのところを聞きたかったのであって、その趣旨が読み取れないということはないと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど1、2については再質問をとということだったので、順番にさせていただきます。

重複をしてしまうので時間がもったいないんですが、仕方がないので、させていただきます。

全国9割超えの地域で、即要請に応えたのには驚きと怖さを感じました。本来、休校措置は各学校の判断に委ねられると法律にも規定されているにもかかわらずです。当町でも、要請後、間髪を入れずにはこういうことなのだ実感するほど素早く対応されました。週明けの3月、休みになって行くところがなくなった子どもが校庭に来て叱られる。その後、校庭は開放はされるのですが、当の子どもにとっては、えっ、どういうことと、大人の決めたこと、決めないことに訳が分からなかったのではないのでしょうか。

準備期間もなく突如始まった休校、登園・登校当初も自粛が要請され、この間ほとんどの子どもが家庭で過ごしていたようですが、子どもたちの生活をどのように把握されていたのでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 失礼します。

先ほどの3月に子どもの様子をどのように把握していたのかという御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、突然の臨時休業でございました。その間、休業中、学校の先生方、課題を出したり、そういうことのために家庭訪問ですとか、小学校ですと荷物の引取り等がございましたので、そういう状況を利用しながら、お子さんの状況を把握していたというところでございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君、よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 先ほども申し上げたんですけれども、突然の休校で、一応学校を開けるといってお知らせはされましたが、学童に行かれたり、結局登校された方はいらっしゃらなかったわけですね。この要因はどこにあるとお考えでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） すみません。ちょっと聞き取れなかったもので、もう一度お願いできませんでしょうか。

○8番（中川和子君） 一応国の指示によって学校は開放しろという通知が来たんですが、結局、木曾岬の場合、登校されても学童に行かれた方が二、三人いらっしゃって、結局は、春休みまでの休校期間中ですが、学校に来られた子どもさんはいなかったという。この要因についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 春休み臨時休業中の学校にお子さんは見えなかったということでございますが、基本的には自宅から外出を自粛するということをお願いさせていただいております。学校でというのは、どうしても御家庭で小さいお子さんは1人で留守番とかができないと、そういうやむを得ない状況のときに学校でもお預かりをするということでお知らせさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 二、三の声しか伺っていないんですが、やっぱり先ほども言われたみたいに、やむを得ない事情の方しか来させることができない。やっぱりそういうのを

いただくと受け取った側としては、やっぱり出しにくい。大変だけれども、家庭で見ることができないという。子どもさんも突然学校がお休みになって行く場所がない。親も仕事が無くなって、子どもさんの関係もあるかもしれませんが、家庭にいななければならないということで、この間かなり家庭内で緊張なりストレスがたまっていたのではないかなと推測するんですが、1回目の休業明けには、そのところはどのように子どもたちの状態を把握されましたか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） まず、やむを得ない事情というところの御家庭のところにつきましては、保護者の皆さんにお預かりもさせていただくという御案内をさせていただいたときに、学校のほうへ御相談くださいということで案内させていただきましたので、支援が欲しいという方は学校のほうへ相談していただいていると思っております。

もう一つの、3月の臨時休業明けの新学期については、ストレスとかはどのように把握しているかということでございますが、当然学校のほうで担任の先生等を含めまして、児童生徒さんの様子は把握しておりますので、その中で、教育委員会のほうへストレス等で問題と言うと語弊があるかもしれませんが、そのようにちょっとという方の報告は受けてございません。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 当初は春休みまでのはずだった休校措置が、新年度が始まって1週間で再休校となりました。子どもたちにとっては春の陽光の輝きとは裏腹に、先の見えないトンネル期間に突入させられたようなものだと思います。

この間、幸いなことと申しますか、全国学力テストは延期、後に中止をされました。全国学力テストは安倍政権になって復活したもので、過去の問題集の反復練習をさせるなどして全国の小学校6年生と中学校3年生を競わせ、その採点は、小学校はベネッセ、中学校はN T Tに約60億の国家予算をつけて委託をされているものです……。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君に申し上げます。

○8番（中川和子君） 結果が分かるのは数か月先。

○議長（服部英二夫君） 通告文とずれてきたような、違いますか。

○8番（中川和子君） そんなことはないですよ。

○議長（服部英二夫君） 国のあれですので、町のことに対してお願いします。

○8番（中川和子君） だから、関わりがあるから申し上げているんです。聞いてください、最後まで。

学習効果と個々の情報が教育産業に流れることに危惧されているものです。そういう全



国学力テストが今回は延期、後に中止が決定されたのは、喜ばしいことだと考えます。

しかし、当町の教職員の負担になっている県独自のみえスタディ・チェックは執行されたとお聞きをして、大変遺憾です。今年は見送られるという考慮はされなかったのでしょうか。

〔「通告と全然違う」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 通告と全然違うことないよ、聞いてください。

〔「だから、通告以外のことです、今のは」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 通告以外のこと、ちゃんと項目で通告はしています。

〔「学力テストと通告との兼ね合いは」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） だから、全国学力テストは……。

○議長（服部英二夫君） ここで暫時休憩といたします。

午前 9時28分休憩

午前 9時30分再開

○議長（服部英二夫君） ここで休憩を解き、本会議に戻します。

中川和子君に申し上げます。

発言が範囲外でありますので、重ねて注意いたします。もう少し通告文の内容に沿った質問をお願いします。

黒田教育課長、先ほどの答弁はできますか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） みえスタディ・チェックについてのお尋ねでございますが、中止の検討もしなかったのかということでございますが、みえスタディ・チェックにつきましては、県の教育委員会からも今年度についても実施をするように通知をいただいておりますので、予定どおりというか、通知どおりやらせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 全国学力テストはなくなったわけですから、本当は県のみえスタディ・チェックも見送るべきだと私は思ったし、また、県に対してもそのように教育委員会から言っていたかかったと思います。

その後再開された学校も密になってはいけないということで、分散登校が行われました。もともと少人数学級であればなくても済む形態ではあったのですが、今回の分散登校で得た教訓があれば、教えてください。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 申し訳ございません。分散登校で得た教訓というのはどういう、質問の意味が、すみません、私、理解ができなくて。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） ですので、教訓という言い方が固くなってしまったかもしれませんが、分散登校でどういうことが分かったか。実際、分散登校してみて1クラス的人数が減ったわけですね。だから、そのところを学校の先生なり子どもたちがどう感じて、それを教育委員会がどのように把握していらっしゃるかということです。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） ありがとうございます。そういう意味の教訓ということでございますと、分散登校をしたことによって、教訓というか、じゃ、それに基づいてこれから、当然コロナウイルスの感染症対策としても密を避けるというところの対策ということはやらせていただいておりますが、それで少人数学級を進めていくというところのお話とは別の話だと思います。

また、分散登校につきましても、その後の通常の日課に戻る前段のところ、翌週には半日の登校という前段階で、慣らしの登校ということでやらせていただきましたので、その中で、先生方もコロナウイルスの感染症の対策もどのように取っていったらいいかというところの慣らしも一緒にやっていただけたのかなと思っております。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 分散登校が慣らしである。確かにそうでしょうが、密を避けなければならないという状況の中で、なぜ学校だけ密になっているのか。子どもたちも友達との距離の取り方が分からないというようなこともお聞きをしました。なので、本当に1クラス的人数を、もちろん少人数教育をここが力を入れてやっていらっしゃることは分かっています。でも、そうではなくて、やっぱりきちんと少人数学級にして、一人一人子どもさんを見られるような状況にする。ここは存じ上げませんが、全国では分散登校のときに1クラス本当に20人ぐらいになって、子どもも教師も本来こうあるべきではないかということを感じたということをお聞きしています。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君に申し上げます。

○8番（中川和子君） まだ暑い中始まった2学期ですが、休み明けの子どもたちの様子はどうだったでしょうか。9月も半ばとなり、運動会、修学旅行も例年とは異なった形ではありますが、行われることに安堵をしています。ただ、例年と違うことを子どもがどう

受け止めているか。仕方がないこととはいえ、こういうときだからこそ声なき声を聞くことが求められているのではないのでしょうか。

1学期の授業がどの程度の速さで進んだかはよく把握をしておりませんが、小学校では90%以上の行事を取りやめ、中学では、9月からは元の状態でできるということをお聞きしています。かなりのスピードで授業が進んだのではないかと思います。

そして、あと残された2、3学期で、とにかくその学年の履修範囲を終わらせるということをお考えでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 2学期、3学期の残りで授業を終わらせるのかという御質問でございますが、こちらにつきましては学校のほうからも報告がございまして、その見込みでございます。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 非常に厳しいことだと思うんですね。なので、授業内容の精選が望まれると思うんですが、そのところはどうかお考えでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 議員おっしゃられるとおり、授業というか、これまで学校のほうで取り組んでいただいているのは、授業のやり方もそうですけど、行事の精選、先ほども議員おっしゃられましたが、残念ではあるんですが、行事を精選しまして、それで確保できる時間を授業に充てるということなどを学校の現場のほうで工夫していただきながら取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 授業の精選ではなくて、行事の精選だという。子どもたちが楽しみにしている、1学期はプールもなくなりましたし、遠足もなくなりましたし、2学期になって野外体験活動ですとか、本当に修学旅行もあるので安心はしているんですが、ただ、やっぱり授業があと2、3学期で本当にその学年で履修をしなければならないとは非常に大変なことだと思うので、行事の精選化だけではなくて、ぜひ子どもの立場に立った授業内容の精選を考えていただきたいと思います。

7月の広報を皆さん御覧になったと思いますが、表紙は6年生の子どもたちの給食の様子で飾られていました。その写真を見て、思わず密だなと言葉に出てしまいましたが、頂

いたトマトを頬張る姿に笑みが湧きました。

さて、当町では、今の情勢に鑑み、給食費の半年間無償化に取り組んでいます。何かと出費増が増えている御家庭の中で大変喜ばれていることと思います。そこで、この施策の延長を考えてはみえないでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） ただいまの給食費の免除が、今は11月まで免除ということまでさせていただいております。これの延長を考えていないかということですが、今のところ、予定はございません。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） いろんなところで無償化が今回は行われているわけですが、当町もせっかくいい取組をして、まだこれからCOVID-19の関係で本当に仕事が減ったり、なくなったり、収入が減ったりという御家庭が今後もっと増えてくるのではないかなという予想がされます。そういう中で、やっぱり子育て支援、当町にも少子化プロジェクトチームができました。そういう中で無償化を延長する、ひいては延長ではなくて給食費自体を無料化するという施策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） ただいまの御質問でございますが、今この段階でそこについてお答えはいたしかねますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

当町は、前年度の決算で基金が41億円になりました。それから、前年度、幼児教育・保育の無償化に伴って町独自の子育ての支援金もなくなり、そういうことから考えて、新たな子ども施策を立てていくべきではないかと考えています。

○議長（服部英二夫君） 中川和子君に申し上げます。通告分とは外れておりますので、控えてください。

○8番（中川和子君） 外れていませんよ。外れていませんって。

それから、子どもたち……。

〔「意見発表と違いますよ、一般質問をしてください」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 意見発表じゃありません、お尋ねをしているんです。

それから、今後、インフルエンザとCOVID-19の同時流行が起こるのではないかと懸念がされております。以前からインフルエンザの予防接種においては補助があればいいのという声をお聞きしております。今後、インフルエンザ予防接種の補助に取り組んでいくお考えはありませんか。

〔「議長、これは事前通告から外れていますよ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 暫時休憩といたします。

午前 9時43分休憩

午前 9時44分再開

○議長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

先ほどの発言が範囲外でありますので、先ほどのあれは答弁は要りませんので、お願いします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 残り時間3分となってしまいました。私の質問の仕方が悪いということで一斉に叱責をいただいたわけですが、とにかく半年間の検証と今後についてなので、当局としてもある程度どういうことが出てくるかなというのは考えられると思うんですね。それほど私は無理な要求を当局にしているわけではないと思います。

〔「それは一般質問でないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） だから、横から入れないでください。一般質問ですよ。

なので、そこのところを読み取っていただきたいと思います。あと2分になってしまいました。2回できなかった分、今回、時間の拡大を要求したのですが、受け入れられずに大変悔しい思いをいたしました。

私の一般質問……。

〔「ずれているね」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） ずれていませんって。

〔「ずれていますよ」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） ずれていないです。

今、世界中、元には戻れないということがはっきりしております。子どもにかかるお金が少ない国、子どもの幸福度が低い国、子どもの自殺者の多い国から、子どもの最善の利益を生み出せる国になれるのか、その瀬戸際に立っていると思います。そのためにも地方からいろいろな対策に取り組んでいきたいと考え、今回一般質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（服部英二夫君） ここで暫時休憩といたします。次の開始時間は10時から始め

ます。

午前 9時48分休憩

午前10時 0分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

続きまして、1番議席、鎌田鷹介君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いします。

○1番（鎌田鷹介君） 議長、1番。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 改めまして、おはようございます。1番議席の鎌田鷹介でございます。

通告書の内容に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目に、AEDについてですが、厚生労働省は、AEDのさらなる普及拡大に当たり、非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会において、効果的かつ効率的な設置に向けた指針として、AEDの適正配置に関するガイドラインを平成25年に公表しました。

本ガイドラインは、AEDの設置場所や配置に関して、具体的で根拠のある指標を示すために作成されたものですが、以後5年間でこうした指標の背景となる根拠やAEDを取り巻く状況は変化しております。また、AEDそのものの機能の充実や改良も進んでおり、国を挙げての大規模なスポーツイベントを控えていることもあり、本ガイドラインを取り巻く最新動向に基づき、平成30年12月25日、必要な補訂を行いました。

当ガイドラインの趣旨は、突然の心停止事例においては、通報を受けて救急隊が持参するAEDに比較して、公共スペース等にあらかじめ設置しておいたAEDが救命や社会復帰の点で優れた効果を発揮することが知られております。一方、AEDの設置場所や設置に関して、具体的で根拠のある基準は示されておりました。

そこで、当ガイドラインは、一般人が使用することを目的としたAEDの設置場所を掲示し、AEDの効率的で円滑な利用を促し、心停止救命を促進することを目的としたものです。当ガイドラインを参考にすることで、一般人が使用することを目的としたAEDの導入を検討している、あるいは、既に設置済みの地方自治体や民間機関等の効果的かつ効率的な設置、配置に寄与することを目的としたものです。

AEDの配置が推進されている施設の具体例としては、役所や公民館、市民会館、交番等の公共施設、高齢者のための介護・福祉施設、学校、こども園等が挙げられており、当然ながら、可能な限り24時間誰もが使用できることが望ましいとされております。

また、近年、地方公共団体によるコンビニエンスストアへのAEDの設置が広まりつつあり、社会復帰例も報告されております。コンビニエンスストアへの地方自治体によるAEDの設置は、危機管理も念頭に置いた各店舗と行政との連携という点で推奨されてお

ます。

また、AED設置情報を積極的に公開することや、AED使用の教育、訓練の重要性などが示されていますが、まず1点目に、緊急時に、夜間、休日、いつでも使用できるよう、公共施設の屋外への設置協力を推進する必要があると考えますが、町の認識についてお伺いいたします。2点目に、AEDの設置場所の町民の方への周知やその使用に関する訓練など小中学校では行っておりますが、今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君の質問に対して、町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの1番議席、鎌田鷹介議員のAEDについての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

まず、公共施設の屋外への設置についてでございますが、我が国におけるAEDは、平成16年7月に非医療従事者による使用が初めて認可され、以来、全国的に駅や空港、学校、あるいは官公庁などの公共施設への設置が進んだところでございます。

これまでAEDの普及は、まず、設置台数を増やすことに重点が置かれてきましたが、現在は、より効果的かつ戦略的なAEDの配備と管理を進めていく必要があるとして、厚生労働省では、AEDのさらなる普及拡大に当たり、一般財団法人日本救急医療財団において、平成25年にAEDの適正配置に関するガイドラインをまとめ、公表をしております。

このガイドラインでは、AEDの設置が求められる施設として考慮すべき点につきましては、地域のランドマークとなる施設で救助者にとって目印となり利用しやすい箇所で、管理しやすい環境への配置が望ましいとしておりまして、併せてAED使用の教育、訓練の重要性も指摘されております。

本町における現在のAEDの設置は、こうした点を考慮した上で、AEDの使用可能な人材や、あるいは適切な管理が可能な公共施設11か所に15台配置しておりますが、いずれも屋内での設置であり、屋外への設置は管理上の問題などから現時点ではございません。また、屋外などで行われるスポーツ大会やイベントなどにおいては、携帯用のAEDも準備し、対応できるようにいたしております。

しかしながら、近年、県内の市町では、夜間や休日の施設閉鎖時でも迅速な措置が可能なように、公共施設などの屋外にも設置する市町も増えてまいりました。こうしたことから、本町におきましても、今後は管理上の問題を検討しながら、AEDの屋外設置につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

なお、コンビニエンスストアなどの民間施設への設置協力についてでございますが、先ほど申し上げましたAEDの適正配置に関するガイドラインにおきましても、地域の実情に応じコンビニエンスストアなども設置が考慮される施設とされておりますが、AEDの

設置につきましては、現状では各事業所の判断に委ねられているところでございます。

町といたしましては、AED設置の必要性や効果を見極めながら、また、近隣市町の状況なども勘案しながら、必要に応じて民間事業者などへの設置の協力についても検討していきたいと考えております。

次に、AEDの設置場所の周知や訓練についてでございますが、現在、町内の公共施設に設置してあるAEDにつきましては、ガイドラインに基づき皆さんの目に触れやすい場所に設置し、表示盤などを設けて周知に努めているところでございます。

AEDは、設置する重要性和併せて、訓練につきましても国のガイドラインにもあり、使用できる人材を養成していくことが重要でございます。訓練の状況でございますが、桑名市消防本部管内の市町の住民を対象とした各種の救命講習が年間で24回開催されております。また、町といたしましては、防災訓練の一環として、一般住民向けのAED体験訓練や、消防団員あるいはスポーツ関係団体に対しての個別の救命講習に併せた訓練も実施いたしているところでございます。

しかしながら、本年度につきましては、御案内のように新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、現時点において、全ての救命講習が中止となっている状況でございますが、講習会が再開されましたら、開催事項について積極的に皆さん方に周知をしていきたいと考えているところでございます。

今後も必要なときに適切な措置ができるAEDの設置と管理を含めた環境づくり、あるいは使用できる人材を養成する体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上のことを申し上げまして、鎌田議員のAEDについての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 再質問をさせていただきます。

今現在、日本の学校管理下の児童生徒の突然死のおよそ3割は心臓死で、年間約30件から40件の心臓突然死が発生しており、学校はAEDの設置が求められている、先ほども申しましたけど、施設の1つです。

日本の多くの学校では1台以上のAEDを設置しておるんですが、今後、小中学校に設置の考えがあるのか、この点についてお聞きいたします。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 失礼します。

現在、小中学校にはAEDを設置してございますので、増設をとということではよろしいでしょうか。



今のところ増設の予定はしてございません。今、既に設置をしてございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 先ほどの質問なんですけど、日本全国のAEDマップについて確認して今質問させてもらったんですけど、小中学校には今現在載せていないということですかね。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 申し訳ございません。私も先日確認をさせていただきましたら、小学校と中学校が登録がされておりましたので、登録するように指示をしたところでございます。

以上でございます。

実際には1台ずつ設置がしてございますので、よろしく申し上げます。失礼します。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） AEDが救急救命で使用されるときに管理の不備により性能発揮できないという事故が多発しておりまして、厚生労働省より平成21年と25年に都道府県知事に対して、管内に設置されているAEDについて適切な管理と配慮の徹底の通知が出されたんですけれども、町内の11か所15台の日常点検の実施状況、消耗品の交換等の管理、この点については徹底されているのか、お聞きいたします。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） 御指摘の機器の保守点検についてのことでございますけれども、年1の点検はしておりますし、器械そのものが異常なり点検が必要なときにはアラートが鳴るような設定がされておりますので、それに基づいた保守は準備させていただいている状況です。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） ありがとうございました。

2点目に、災害時における医療品等の供給についてお聞きいたします。

近年多発している地震や台風などの災害から人々の命や健康を守るためには、災害発生時において治療に必要な医療品や衛生資材を常に利用可能な状況にしておく必要があります。災害発生時には、主に2つの用途で医療品等が必要となり、1つは、災害によってけがをした人のため、もう一つは、災害によって医療品等が利用できなくなってしまうことへの対処のためです。

このような人々の命や健康を守る医療品等を災害時に確保する機能は、各自治体が担っております。災害対策基本法では、都道府県や市町村の長は災害応急対策責任者として、食料、医療、医療品を遅滞なく市民に提供することが義務づけられており、また、その使用方法として、都道府県や市町村に設置されている地方防災会議は地方防災計画を作成することになっております。

災害対策基本法では、1959年の伊勢湾台風の甚大な被害を受け制定されましたが、その後も、自然災害の想定の見直しに対応し、必要に応じて改定されてきました。現在の地方防災計画における医療品等の取扱いに大きな影響を与えているのは、1995年に発生した阪神・淡路大震災です。実際、被害に遭った自治体では、外傷に対する備えが足りなかったことを指摘され、地震対策として、鎮痛・外傷薬を備えることを推奨しております。

しかし、2011年に発生した東日本大震災においては、慢性疾患患者用の医療品が被災者に十分行き渡らなかったことが指摘されました。慢性疾患患者用の医療品が不足した原因としては、津波で被災した地域で、常備薬、薬局の在庫等、必要な医療品が奪われたこと、避難が長期にわたったこと、ガソリン不足で医療品等の輸送が困難であったことなどが挙げられました。地域の防災計画において、慢性疾患患者への対応が十分に検討されていなかったことが問題とされました。

以上のことから、非常時に薬や医療器具がないと命に関わることもあり、発災時には多くの患者さんが毎日飲んでいた薬を失ってしまいます。救護所の医師や看護師は患者が飲んでいて薬を特定できず、適切な対応ができてこなかったのが現状ですが、非常時における薬の情報や供給についてどのような考えか、お聞きいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの鎌田議員、2点目の災害時における医薬品等の供給についての質問に対し、御答弁を申し上げます。

災害時における地域の医療提供において、東日本大震災などの教訓から医薬品供給における課題が明らかになってまいりました。被災者が服用している薬の種類や量を記載するお薬手帳が処方や診断に役立ち、かかりつけ医以外の医療従事者に対する情報提供も可能で、様々な利点があると言われているところでございます。

本町においては、70歳以上の独り暮らしの方を対象に、緊急時において医療機関や警察に迅速な情報提供を行うため、救急医療情報シート及び処方箋を入れた救急医療情報キット及び緊急連絡先や医療情報を登録して番号で管理している見守りキーフォルダーを配布しております。また、65歳以上の方を対象に、お薬手帳、各種の保険証、あるいは診察券などをケースに入れて一括して保管できる通院セットの配布を進めております。

本年9月号広報紙に折り込み配布しました木曾岬町防災ガイドブックでは、非常用の持出袋チェックリストに、医薬品などの必要な項目も書き込みができるようになっておりまして、切り取って使用することも可能な防災カードには、常備薬の記入欄を設けておりまして、処方薬が適切に特定できる仕様となっております。

三重県においては、医療救護需要に迅速、的確に対応できるように、医薬品等の備蓄・供給体制を整備するため、災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアルを策定しておりまして、三重県、各市町、関係機関及び関係団体が連携して災害時に対応するため、医薬品などの確保、供給に努めておるところでございます。

今後は、災害時などにおいて医薬品などの情報提供の重要性を町民の方々に広く周知させていただくとともに、三重県などと連携いたしまして医薬品情報の提供体制を強化し、災害時及び非常時における医薬品などの確保・供給体制を整備していきたいと考えているところでございますので、皆さん方には御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。鎌田議員さんの災害時における医薬品等の供給についての御答弁とさせていただきます。御理解のほどをよろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君。

再質問をさせていただきます。

今、町長からの御答弁で供給に関しての御説明はいただいたんですけど、県内、県外の患者情報をやっぱりより正確に把握するためには、ICTインフラとしてクラウド等の活用を可能とする備えというのは今後必要になってくると思うんですけど、町として、この点についてどのようなお考えか、お聞きします。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 今の現時点では、ICTというふうなお話だったんですけども、今は三重県と、あと、三重県の保健所のほうとの情報連携で、そのマニュアルに基づいて供給体制を整備していきますので、その辺りについても今後また検討していきたいとは思いますが、三重県ともまた確認のほうを取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 鎌田鷹介君、よろしいですか。

○1番（鎌田鷹介君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 1番議席、鎌田鷹介君。

○1番（鎌田鷹介君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（服部英二夫君） 続きまして、3番議席、加藤真人君の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いします。

○3番（加藤真人君） それでは、おはようございます。

一般質問の通告に従いまして質問をさせていただきます。

町内における道路整備、環境整備についてお伺いしたいと思います。

木曾岬干拓地の1工区が3月末に完成しました。そして、企業誘致もされ、今現在、建設現場においては工事も着手されております。今後、各企業さんにおかれましては、工事作業が頻繁に行われると思います。また、町内において、雁ヶ地・福崎線の23号線との交差点の取付けにおいても、令和3年3月末完了の予定と聞いております。

それによって、町内における交通事情も大きく変わると思います。木曾岬干拓地における建設工事に乗り入れる車両の乗り入れ、また、従業員さんの通勤による通勤道路、町内の主要道路は、鍋田川堤防線、木曾川堤防線、県道の3本が中心となると思われれます。

鍋田川線においては、ラバーポールなどの対策などが行われ、ある程度の工事は終了しているとは思いますが。現在でもかなりの多くの車両が通行し、騒音問題も発生しておりますが、木曾川堤防線においてはスピードを出す車が多く、また、県道においては道路改良が行われていますが、道路幅が狭くカーブも多いことなどから走行しづらく、いろんな問題があると思います。

町内における道路の入り口、出口となる屋台骨の道路が必要かと思いますが、どのような考えを持っておられますか。また、行政として、どのような対応で対処していかれるおつもりでしょうか。また、隣の弥富市においては、車のオークション会場ができましたが、町として、車両の通行道路の関係において何らかの情報を聞き及んでおられますか。

国道23号線の交差点改良工事が終わると、川西農免の交通事情も大きく変わると思います。川西農免の加路戸地区の先端部分の延長は考えておられますか。川西農免を整備することにより、鍋田川堤防線、木曾川堤防線の交通量の緩和になると思われれますが、町として今後どのような対応をされていかれるか、お聞きしたいと思います。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君の質問に対して、町長、御答弁をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいまの3番議席、加藤真人議員の町内における道路整備、環境整備についての御質問に対し、御答弁を申し上げます。

町内の道路整備につきましては、東西の広域幹線道路を生かすとともに、南北に長い町

域を安心して便利に移動できる交通ネットワークの充実を目指すことを第5次総合計画後期基本計画に掲げておりまして、安全で円滑な移動を確保することや、町内へ進出を希望する企業に対して必要不可欠な社会基盤であると考えております。

町内を横断する国道23号線、あるいは伊勢湾岸自動車道をはじめ国道1号、東名阪自動車道など、東西の主要幹線道路は充実しているものの、南北の幹線道路である県道木曾岬弥富停車場線、町道鍋田川線、あるいは木曾岬線は、幅員が狭い、騒音、振動など、様々な課題があり、限られた予算の範囲ではございますが、適正な維持管理に努めているところでございます。

このような中、南北の幹線道路として期待される県道木曾岬弥富停車場線バイパスは、来年、令和3年の3月までには、国道23号線と町道雁ヶ地・福崎線との交差点までの延長約200メートルの区間が開通する予定でございます。その先の中和泉地内の現県道交差点までの延長約430メートルの区間につきましては、本年度、地質調査、道路詳細設計、橋梁詳細設計に着手したところでございます。さらにその先で、新たな南北軸としての構想道路につきましては、現在、整備方法や事業主体など具体的には決まっておりはりませんが、早期事業化できるよう、関係機関と調整をしまいたいと考えております。

また、町道鍋田川線に代わる幹線道路として期待される名古屋第3環状線の早期整備につきましても、弥富市さんと共に愛知県へ要望活動を続けているところでございます。今後も三重県と連携を取りながら、さらに関係機関へ要望していきたいと考えているところでございます。

2つ目の車のオークション会場に関連しての質問でございますが、現在、この件につきまして、通行経路などに関する情報は得ておりません。

3つ目の質問についてでございますが、さきに述べましたように、町内の南北の幹線道路には様々な課題がございます。特に町道の木曾川線は、木曾川堤防の兼用工作物として利用しているものでございますし、幅員も狭く、堤防からの転落事故の危険性も高いことから、多くの車両を誘導することは適当ではないと考えております。

このような中、加藤議員御指摘の川西幹線は、これに代わる唯一の縦軸の幹線となるわけでございますが、御指摘のように、先端部の加路戸地内におきましてはボトルネックとなっておりまして、大型車の通行が困難なことから、機能性は大きく阻害されている状況でございます。

今後、国道23号の北側交差点及び町道雁ヶ地・福崎線の供用によりまして、この道路の必要性はますます高まってくると考えられるところでございますので、町道川西幹線などの整備につきましては、今後さらに検討をしまいたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げ、加藤真人議員の町内における道路整備、環境整備についての御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 木曾岬干拓の工場誘致で今工事がどんどん進んでおるわけですが、道路については23号線から南においては今まで使用されておりますが、これで23号線の交差点が完成することによって、車の数量というのはかなり変わってくると思うんですわね。その中で、旧部落の生活道路と交差している部分が何か所かあると思います。その辺のところの環境、また、安全という面について、どのような施策というか、考えを持っておられるか、お聞きしたいです。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、交通量が増えることによって環境、集落の交差点でどのような影響があるかということなんですが、まず、交通量が増えれば事故の可能性というのは、危険性が高まるというふうには想定されます。それによって、当然歩行者がおれば横断歩道ということも考えられるわけですが、それは状況を見ないと判断はできないというふうに考えております。

また、横断歩道、信号等につきましては公安委員会の範疇になりますので、もしそういう状況が起きてくれば、そのように要望等をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今後、23号線から北の道路が完成することによって、通勤車両の流れというのはすごく変わってくると思うんです。そこの中で、恐らく今現状、通学等と交差する部分も何か所か出てくると思うんです。安全、環境、また、地区の騒音という、その辺の対処というか、その辺の考え方はどのような考えを持っておられますか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） まず、道路設計をする上において、工事をするに当たっては、新しい道路ができれば当然交差点等も発生していくと、今はないところに出てくるというのは想定されるところでございます。

当然そういうところに関しては、事前に公安委員会と協議しておりまして、そこでそれぞれの交差点の安全対策を協議して決定しているというところでございますので、現時点におきまして、今、新しい道路を造っているところについては既に協議済みというふうに理解しております。ただ、それでも足りないようであれば、また今後引き続き協議のほう

を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 環境の問題の中で、鍋田川線についてお聞きしたいんですけども、部分的に防音壁が3か所ぐらいあるのかな。今後、車の量、そういうのも当然多くなってくると思うんですが、防音壁の設置ということは、住民の要望がされた場合には設置していくという考えなのか、その辺のところはどういう考えを持って進められるのでしょうか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） まず、防音壁の設置におきましては、当然環境基準というのがございますので、それに基づいて設置しているというところがございます。ですので、今現在3か所ついているところというのは、そういうことが行われているのだろうというふうに想定しております。

今後につきましては、皆さんのほうから御要望があれば、まず、すぐ設置するというわけではなく騒音調査等をした上で、環境基準から超えているようであれば、防音壁、全てが1つではないんですけど、そういう対応というのを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 木曾岬町内も大部分の道路が整備され、23号線も完成することによってどんどん車の流れも多くなり、いろんな問題が出てくるかと思えます。その中で、木曾岬町においては、車の関係の会社が結構多くあると思うんですわね。その地域の主要道路を走行しながら営業される業者さんも結構多いと思います。そういうところの環境の問題というのはどのように把握され、また、どのように今後も対処されるような考えを持っておられるか、お聞きしたいです。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） まず、環境的に把握していくのが一番いいので、やっぱり主要道路と皆さんの集落内の道路、生活道路というのは、明確に切り分けるというのが一番いいのかなと思っております。そのために、町長の答弁にもございましたが、南北の幹線

道路を整備していくというのは非常に重要なことではないかと思っております。

そういう中で、順次、生活道路と大型車が通る幹線道路というのは明確に仕分されてきて、それで南北道路が整備されれば、それに応じて町内の東西の道路も整備していくというようなことを検討していくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） 加藤真人君、よろしいですか。

○3番（加藤真人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人君。

○3番（加藤真人君） 今後も町内においていろんな道路計画などがされていると思いますけれども、地区の住民の方、また、地域の環境をよく考えた中で道路整備、また、環境整備を整えながら計画道路を造って行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（服部英二夫君） 以上をもちまして、通告をいただいております一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終わります。

それでは、これより議事に入ります。

ここで、10日に開催しました議案質疑の答弁の申出を受けておりますので、内山建設課長、答弁をお願いします。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 10日の議案質疑におきまして、三輪議員のほうから都市公園管理料のところ、30年度と令和元年度、大きく違っているが、その理由はということで御質問がありました。それについてお答えさせていただきます。

決算書の134ページでございます。

134ページの委託料、都市公園委託料でございますが、令和元年度は237万9,140円、それに対して平成30年度は440万を超えるということで、その差額でございますが、通常の日常管理、芝生管理や公園の施設管理などについては大きく変わっておりませんが、平成30年度におきましては、まず1つが2年に1回、河川占用物の搬出訓練をしなければならないということになってございます。これは河川管理者のほうから指摘で、これが大体約9万円でございます。

そのほか、台風による対応というのをしております。台風21号、24号と2回の台風が来まして、その際に漂着物の撤去なり、実際に訓練はしたような管理棟であったりトイレだったり、そういうのを撤去しているということで、まず、台風21号におきまして約160万の撤去費用、漂着物の撤去などの費用を計上しております。台風24号におきま



して22万しておりまして、そこで台風関連におきまして200万ほどの費用がかかっているということで、平成30年度と令和元年の大きな違いとなっております。

説明は以上でございます。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（服部英二夫君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 先ほどの答弁に対して、1つだけ聞かせてください。

30年度は台風等があったり、別の案件があったのでという話があったんだけど、本年度も結局当初予算ではその予算が上がっておるんだね、それだけの金額の、管理費として。そうしたら、普通に考えたら、台風がなければそうやって200万ぐらいお金がかからんということであれば、当初予算の段階でそういう状況にしておかなあかんのじゃないの。補正予算でやはり台風とかそういうことが起こってきたら改めて上げるのが本来であって、じゃ、当初予算にどんっと上がっておる時点で、つじつまが合わんのじゃないかなと思うんだけど、その辺の考え方はどういうふうになっていますか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） まず、ここで令和元年度においては、台風の被害による予算というのはそもそも計上してございません。実は芝生管理等の請負差金が非常に大きかったということで、この差額が出ているということでございます。

以上です。

## 日程第2 議案第57号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号） について

○議長（服部英二夫君） それでは、日程第2、議案第57号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてを上程し、これを議題とします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程2、議案第57号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について、その提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、一般会計補正予算（第3号）に400万円を追加いたしまして、予算総額を41億7,900万円とするものでございます。10月6日告示、10月11日を選挙期日として行う木曾岬町議会議員補欠選挙の執行経費を計上しているものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

ただいま上程しております議案は、去る9月10日、議会運営委員会が開催され、審議されております。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま上程しております日程第2、議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御異議なしと認めます。よって、上程しております日程第2、議案第57号は、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページのほうをお願いいたします。

議案第57号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、補正予算（第3号）に歳入歳出それぞれ400万円を追加いたしまして、予算の総額を41億7,900万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、歳入では、18款繰入金と付随する1つの項において、また、歳出では、2款総務費と11款予備費の2つの款と付随する2つの項においてそれぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は、第3号補正予算に400万円を追加いたしまして、補正後の予算額を41億7,900万円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして予算の内容について説明を申し上げますが、歳出から説明させていただきたいと思っておりますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

9ページ、10ページ、歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、5目町長・町議会選挙費では470万円を追加いたしまして、

550万8,000円とするものでございます。10月11日執行の木曾岬町議会議員補欠選挙に係る当・開票立会人の報酬、職員の時間外手当、投票事務消耗品、備品購入費、選挙人名簿及びポスター掲示場の設置から撤去に係る委託料、こういったものを計上しているものでございます。

11款1項1目予備費では70万円を減額いたしまして、199万9,000円とするものでございます。地方自治法の定める予備費で、この補正予算の歳入歳出の均衡を図っているものでございます。

歳出の補正は以上でございます。

次に、歳入の説明でございます。

5ページ、6ページへお戻りください。

18款繰入金、2項2目財政調整基金繰入金では400万円を追加いたしまして、5億3,950万円とするものでございます。このたびの財源を財政調整基金からの繰入金に求めようとするものでございます。

以上で一般会計の補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第57号について、御質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 10月7日から10日が期日前投票になっております。それから、当日も皆さん投票にいらっしゃるために、職員なり選挙管理委員会の方が立ち会われると思うんですが、密解消対策はどのようにされるのでしょうか。今までと選挙の体制が違うので。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） その件に関しましては、県の選挙管理委員会のほうからも今回の新型コロナウイルス感染症対策に対するガイドラインというものが出ておまして、基本的に示されておりますのが、来ていただいた投票の方々の検温チェックと、あと、2メートル以上の間隔を空けるということ、そして、対応する事務員と投票していただく住民さんの間にはビニールシートなりのつい立てを設置して感染拡大の防止を図るとのことと、あと、使用していただく鉛筆に関しましても、持ち帰っていただくか、もしくはこちらで一本一本回収をさせていただいて消毒させていただくかというところで、もう一点、記載台も1個置き間隔に空けるというようなことの示しがありますので、それに従って準

備のほうはさせていただこうと思っております。

以上です。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 投票にいらっしゃる方対策は分かるんですけど、職員の皆さんの体制ですよ。例えば私の投票地区が北部公民館なんですけど、前の投票所の様子だと、かなり職員なりその立会人さんなりの関係が今思うと密かなと思ってるんですけど、その辺りはいかがですか。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） 施設の許す範囲で職員同士の間隔も広げるという点と、あと、入り口、出口を分けろという指導もございますので、可能であれば入り口、出口を分けるというような動線をつくりながら間隔を取っていきたいというふうに考えておりますが、今のところ具体的に北部公民館でどういう配置になるかということは今検討している最中ですので、まだ具体にはお示しできませんが、方向性としてはそういった方向で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思いますので、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

なお、この議案の討論、採決は9月17日に行います。

### 日程第3 報告第4号 令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（服部英二夫君） 続きまして、日程第3、報告第4号、令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程し、議題とします。

ただいま議題としました報告案件につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明をお聞きいただき御精読のことと存じます。よって、これより報告案件の質疑に入ります。

それでは、報告第4号、令和元年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御質疑のあります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく議会への報告を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了といたしました。

本日はこれにて散会といたします。

**午前10時55分散会**

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々には大変御苦労さまでございました。なお、最終日は9月17日午前9時より再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。どうも御苦労さまでした。